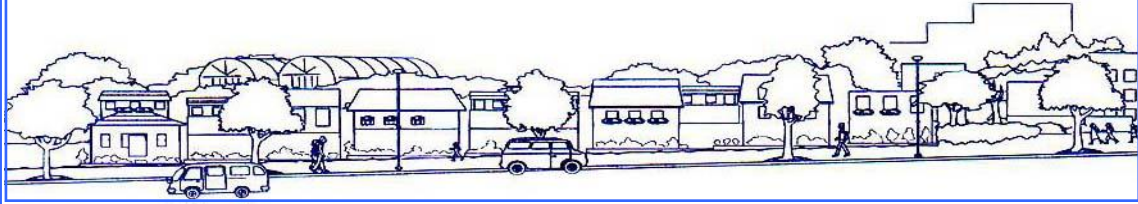


# 北小岩一丁目東部地区



No.42

2009/6/23

江戸川区土木部

沿川まちづくり課

推進第一係

TEL 5662-6735

## 北小岩一丁目東部土地地区画整理事業の 都市計画素案の説明会を開催します

北小岩一丁目東部地区（18班地区）では、平成16年より地区の皆さまと意見交換会やまちづくり懇談会等を通じて将来のまちづくりについて話し合いをしてまいりました。そして、いただいた様々なご意見を実現するために土地地区画整理事業として、取り組んでいきたいと考えています。

そこで、この地区の土地地区画整理事業を実施するため、都市計画として決定したいと思えます。その手続きとして、今回は、都市計画の素案（施行区域）についての説明会を開催します。

お忙しいところ大変恐れ入りますが、どなたでもご参加いただけますので、是非、皆さまお誘い合わせのうえ、お越しくださいますようお願いいたします。

### 開催概要

**日時** 7月5日（日） 午前10時より（2時間程度を予定）

※開催時間にご注意ください。

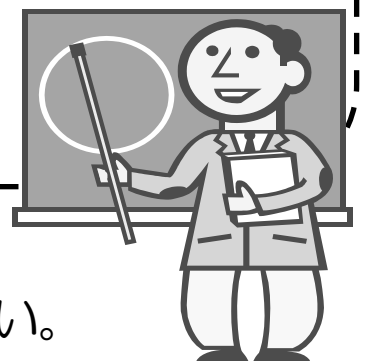
**会場** 小岩アーバンプラザ 集会室第1・2（2階）

**対象** どなたでも参加いただけます

**周知** 広報えどがわ6月20日号及び7月1日号に掲載  
江戸川区ホームページに掲載

地域の皆さまには、今回のまちづくりニュースでご案内

**担当** 土木部沿川まちづくり課  
都市開発部都市計画課



※前回のまちづくり懇談会の参加者から多数のご意見をいただきましたので、のぼりやプラカード等の持ち込みはご遠慮ください。

裏面に続きます

## 説明会の位置付け

北小岩一丁目東部土地区画整理事業の都市計画素案についての説明会です。  
※北小岩一丁目東部地区について、事業を行う理由や目的、都市計画素案、手続きのスケジュール等を説明します。

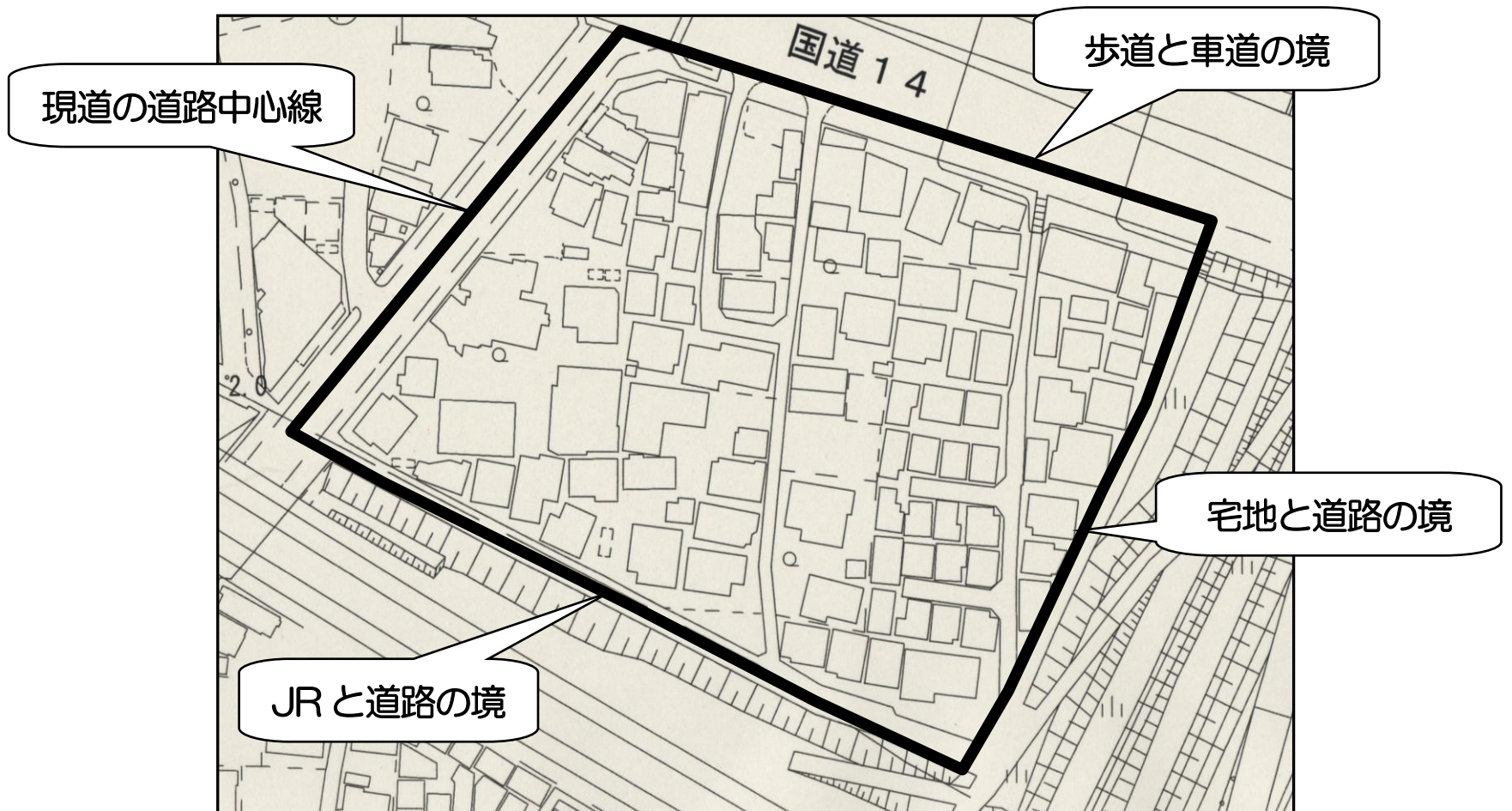
## 都市計画で定める内容

都市計画で定める内容は、北小岩一丁目東部地区について土地区画整理事業を施行する区域とするものです。まちづくりの区域を決めるものであり、まちづくりの内容については今後も皆さまと話し合いをしていきます。

※今回説明する都市計画素案について、説明会でいただいた意見などを反映し都市計画案を作成します。その後、都市計画案を公告・縦覧し、そこでいただいた意見書とともに都市計画案を江戸川区都市計画審議会に付議（会議にかけること）します。

## 北小岩一丁目東部地区

太線内が土地区画整理事業を施行する区域



<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん

沿川まちづくり課推進第一係

TEL 5662-6735

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所

TEL 5668-5877

※火曜日・木曜日(祝日除く)午前9時~午後4時30分まで

【URL】 [http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec\\_ensen/index.html](http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec_ensen/index.html)

